

食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 7 年 8 月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。

今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において以下について、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている（評価依頼が 2 回目以降であり、既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等を除く。）。

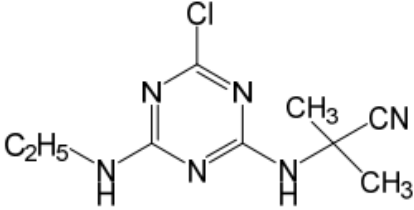
1. シアナジン（農薬）
2. シハロホップブチル（農薬）
3. ブロマシル（農薬）
4. メタミトロン（農薬）

シアナジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年7月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアナジン(Cyanazine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリアジン系の除草剤である。緑色植物の光合成を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、たまねぎ等 使用方法: 全面土壌散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	豪州: 豆類、ばれいしょ等 ニュージーランド: 豆類、たまねぎ等 米国、カナダ、EU: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成24年 7月12日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年10月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.00053 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ARfD = 0.045 mg/kg 体重</div> </div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シハロホップブチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年7月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シハロホップブチル (Cyhalofop-butyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アリルオキシフェノキシ系の除草剤である。植物中の酵素であるアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害し、脂肪酸の生合成を阻害する。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 水稲 使用方法: 湛水散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 米 豪州: 米、畜産物等 EU: グレープフルーツ、アーモンド等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブロマシル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年7月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブロマシル(Bromacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ウラシル系の除草剤である。光合成のヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物:温州みかん、パイナップル 使用方法:雑草茎葉散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:かんきつ類、パイナップル 豪州:アスパラガス、かんきつ類等 カナダ、EU、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 5月17日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.019 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.2 mg/kg 体重

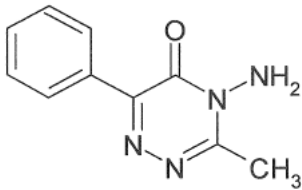
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタミトロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年7月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタミトロン (Metamitron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリアジン系の除草剤である。光合成の光化学系IIのヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: てんさい	
	使用方法: 雑草茎葉散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: りんご、なし 豪州: 仁果類、乳等 EU: りんご、なし等 ニュージーランド: りんご、なし カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成25年 3月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【シアナジン】

・なし

【ブロマシル】

・なし

【メタミトロン】

・なし